

# 季刊わたぼうし

NO.70  
'06春

シリーズ

障害者自立支援法を考えるⅡ

消費税  
物価の上に  
あぐらかき

宮田 比呂雪

1



## 今回の目次

### ※シリーズ「障害者自立支援法を考えるⅡ

「大激論・障害者自立支援法」より

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ・総括説明、障害程度区分    | 2           |
| ・サービスについての費用    | 3           |
| ・定率負担について       | 3           |
| ・介護給付の定率負担について  | 4           |
| ・なぜ、預貯金が対象になった？ | 5           |
| ・障害者自立支援法 Q & A |             |
| 補装具について         | 5           |
| 個別減免について        | 6           |
| ・自立支援法で思うこと     | 山口 智子 9     |
| ・自立支援法で望む暮らし    | 山口 智子 10    |
| ・就労支援で考えること     | C I L 富山 11 |

### ※旅行体験記

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ・A J U 自立の家を視察して | 桶屋 善一 12 |
|------------------|----------|

### ※読者企画・食べ物談話

- |             |          |
|-------------|----------|
| ・ダイエットって何なの | 秋本 信子 14 |
|-------------|----------|

### ※「障害者自立支援法」の原稿募集案内

### ※マイ・ブックスルーム

- |             |    |
|-------------|----|
| ・降りていく生き方   | 16 |
| ・べてるの家から吹く風 | 16 |

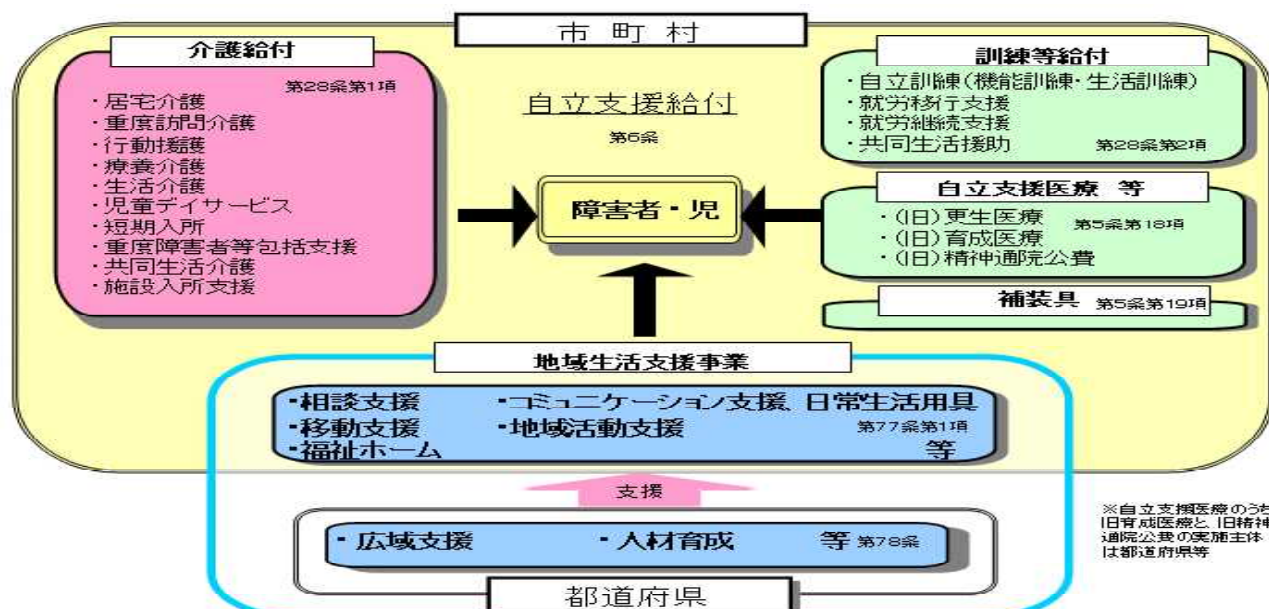
この機関紙は障害のある人、ない人が自由に考えを出し合い、主義・主張を越えて、お互いを理解し合う中から共に生きる豊かな社会を作っていくことを目的として発行しています。

## シリーズ

## 障害者自立支援法を考えるⅡ

～2005青山彩光苑障害週間・「大激論・障害者自立支援法」より～

「障害者自立支援法」が施行され2ヶ月が過ぎました。施行後に様々な問題が生じていることが報道されていますが、今回は昨年12月4日(日)に青山彩光苑で行われた「大激論・障害者自立支援法」から自立生活支援センター富山の所長 平井誠一さんによる「障害者自立支援法」の解説を掲載させていただきます。



ー総合的な自立支援システムの構築ー

※上記の図は「厚生労働省」のホームページにありますのでご覧ください。

## 総括説明

最初にもうちょっと、自立支援法の中身を話した方が良いのではないかと思います。よろしいですか？

すみません、そうしたら、こちらの「総合的な自立支援システムの構築」を見ていただきたいのですが。一応、「自立支援法」というのは形としてはこういう形になります、という厚生労働省のものです。

一つは「介護給付」という形で、在宅とか施設の人たちが、主にホームヘルプ・療護ホームに関しては「介護給付」に入ってくるのです。それに対して「訓練等の給付」ということで、これはどちらかというと授産ホームとか、更生ホームが入ってくるのです。

あとは「共同生活援助」があります。これも「訓練等の給付」の中に。それはグループ

ホームとか、そういうものも「訓練等の給付」の中に入ってきます。

あと「自立支援医療費」、医療費の1割と言われている医療に関してもその中に入ってきます。あと「補装具」があります。「補装具」は今のところ、まだハッキリしていないのです。「補装具」のなかに車いすとか、ベッドとか、電動車いすが入ってくると思います。その他に何が入ってくるのかは、まだわかっていません。これらについて1割負担がそれぞれあるということなのです。

真ん中に「地域生活支援事業」というものがあります。その中に相談支援、移動支援、福祉ホーム、コミュニケーション支援、地域活動支援、日常生活用具があります。この「地域生活支援事業」というのは、実は各市町村がやることになっています。国のメニュー

一でないの自治体があるか、ないかによって、この部分があるかないかが決まってしまうということになります。

このような形になるのですけれども、一応負担の割合が「介護給付」「訓練等の給付」「自立支援医療」「補装具」の負担割合費用は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という割合でやることになっています。

### 障害程度区分

あと「介護給付」「訓練等の給付」の中身ですが、「介護給付における障害程度区分の判定ロジック（案）」があります。一応、厚生労働省の案としては6段階に障害者の介護給付分けを決めます。これはだいたい介護保険の形に添ったものに、ほぼ近い形で作られています。

左側に79項目と書いてある。介護保険の場合は79項目なのです。障害者の場合はさらに27項目だったと思いますが、全部で106項目を聞かれます。何を聞かれるかというと、身体的なこと「何ができるのか、何ができないのか」ということを細かく聞いていきます。それをコンピュータに打ち込んでいって「この人は要介護いくつ」という形になります。今の介護保険の中身だと、僕ぐらいだと3ぐらいです。丸田さんだと全く引っかけりません。桶屋さんぐらいだと、4ぐらいだけど4もいれないかも。僕と同じぐらいかも知れない。

という感じで、だいたいどのくらいかは分かるのですが、それをコンピュータ化しています。プログラムで一人一人はじき出されるようにしています。

まだここに書いてある区分6、区分5、区分4というのが、どのくらいになるのかが出ていないのですが、たぶん介護保険だとお金に換算して出てきますので、一番上の一番重い人で、たぶん34万円ではないかな、という

思いをしています。そういうものが今の段階です。介護がいくらかというものはまだ出てきていません。



### サービスについての費用

次に行きますけれども、「サービスについての費用」という表があります。これを見てもたぶん分からないと思います。これは非常に細かいことを言っているのですけれども。基本的なことだけを、今お話しします。自己負担を求められるのですけれども、一応4段階に分かれます。

低所得1というのは障害者基礎年金でいうと2級の方です。年収は80万円以内の方が低所得1になります。低所得2というのは障害者基礎年金1級の方をいいます。あと一般というのは「市町村市民税課税世帯」ということで、税金を払っておられる人たちですね。具体的な自己負担は、生活保護世帯は0円です。低所得1というのは1ヶ月15,000円の負担が求められます。低所得2というのは1ヶ月24,600円の負担が求められます。一般の方は40,200円ということになるのですけれども。それプラス食費というものがあります。

富山県の説明では一般の場合、40,200円に食費を上乗せすると月に58,000円は取られるだろうと言われています。だから手元に残るのは25,000ですね。「25,000円で1ヶ月を生活しなさいよ」という話しになります。これが3年後には21,000円になるそうです。つまり自己負担があと4,000円増えるということになります。

丸田さん：それは年金1級の場合ですか？

平井さん：年金1級と一般も。

基本的な考えはここにあるのですが、ただ難しいのは具体的な運用の問題として出てきているのですけれども。

これはびっしり書かせてもらったのですが。自立支援法に関する情報ということで。「定率負担の考え方について」を見てください。これは一応、富山県の障害福祉課とやりとりしながら、確認が取れたところまで書いてあります。

### 定率負担について

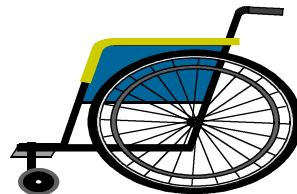
「定率負担」というのはこの前まで言われていた「応益負担」という言葉が「定率負担」ということばに変わっただけなので、中身は変わっていません。「定率負担」いうのは一応1割負担のことを言うのですけれども。その負担ともう一つ「月の負担額上限」というものがあります。その「月の負担額上限」と「定率負担」のどちらが安いということ、安い方を払うということになります。そこらへんの仕組みが何回聞いても分からないということがあるので、具体的な話しをさせてもらいます。

例えば、8万円の車いすを申請した場合どうなるのかというと、8万円の1割は8,000円ですね。自己負担は8,000円が生じるわけです。定率負担の割り当てからいうと一般だと月の負担額上限40,200円、低所得2だと月の負担額上限24,600円、低所得1だと月の負担額上限15,000円、生活保護で8,000円ということになるのですけれども、これについては安い方を取るということで8万円の車いすを買ったときは8,000円を支払わなくてはいけないということになります。

次は35,000円の歩行器を申請した場合は、35,000円の場合どうなるのか？ というと、1割負担が3,500円なので、皆さん3,500円を払ってください、ということになります。そ

れと生活保護はゼロです。

その逆の80万円の電動車いすを申請した場合はどうなるのか？ この場合は、1割は8万円になります。先程言った定率負担の額からすると1割の方が高くなるのですね。8万円を払うのか？ ということ、そうじゃなくて最高限度額を決めているので、一般の場合は40,200円。低所得2の場合は24,600円、低所得1の場合は15,000円を払う。生活保護はただという形になります。高くなれば高くなる程、定率負担の負担の限度額が決まっているのでそこでストップということになるそうです。



### 介護給付の定率負担

次は「介護給付の定率負担」についてということなのですが、これはちょっと仮定の話をしてしますので、「介護給付」が先程言った判定がどこになるかによって、当然お金が違ってくるのですが。ここで実は具体的な話しを聞いているのは、まず、利用日数が少ない場合を考えて聞いているのですが。例えばヘルパーやデイサービスを1ヶ月に2～3回利用した場合、サービスにかかる費用の1割負担になりますか？ どうですか？ ということ、1割負担になる、ということなのですが、利用した日数の1割負担ということなので。ここに具体的に書いて見ました。

福祉サービスを1ヶ月に8万円分利用した場合  
(1割負担は8,000円なので)

自己負担額は、

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 一般   | 8,000円 (<月の上限40,200円) |
| 低所得2 | 8,000円 (<月の上限24,600円) |
| 低所得1 | 8,000円 (<月の上限15,000円) |
| 生活保護 | 0円 (<定率負担 8,000円)     |



例えば、最高限度の36万円の給付を受けた場合、36万円の1割は36,000円ですから、一般の場合は36,000円まで支払えばいいのですが、低所得2の場合は月の限度が24,600円なので、安い方で行くということになるので、24,600円を支払うことになります。低所得1の場合は15,000円まで支払えばいいということになります。

あと施設に入所している場合はどうなるのか？ すごく難しいのです。一つは「個別減税」ののところを見て欲しいのですが、施設に入っておられる方とグループホームにおられる方は、本人名義の貯金が350万円以上か以下によって負担が違ってきます。

350万円以上の預貯金を持っておられれば負担は増えます。350万円以下の預貯金があれば負担は減ります。350万円を超えた場合何が増えるのかというと、1割負担と食費光熱費を支払うことになります。350万円以下の場合、食費光熱費は免除されます。

施設に入っておられる方で問題なのは、その預貯金が350万円以上か、以下かということ、もう一つは世帯の収入が300万円を超すか超さないかによって、金額が違ってきます。世帯収入と例えば桶屋さんがお母さんと一緒にの籍に入っていて、こちらの施設に籍を移していない場合にご家族全員の収入が問題になってきます。年金も含めて収入が300万円超せば自己負担が高くなります。

施設におられる場合、こんなこと言って良いのかな？ ということがあります。一応、皆さん方は世帯分離をされた方がいいのではないかと、ということがあります。つまり、ご家族と同じ住民票の中にいるのではなく、住民票を施設に移してしまえば年金だけの収入だけになるので、それだと自己負担は高くなりません。ですので世帯分離をしていくことによって、自己負担を減らすことができるか

なと思います。(一概にいけない人もいます)

### **なぜ、預貯金の対象になった？**

今回の「自立支援法」の中でお役所的に言われているのは、施設にいる方で亡くなる人が貯金をたくさん残されて亡くなるということで、その亡くなった方の預貯金を遠い親戚の方が持って行ってしまうことが、全国的に多いようです。それを厚生労働省としてはなくしたいというようなことです。できるだけ貯金せずに使わせましょう、ということが、今回の「自立支援法」の中でも結構言われてきていることなので、貯金をどのように使われるか、ということが国としては大きなところがあつたと思うのですが。悪く言えば「貯めたお金をはき出してもらいましょう。」というようにも取れるのですけれど。そういう感じでなってくるのです。

## **＝障害者自立支援法Q & A＝**

(2005年12月現在)

### **1. 補装具について**

(※補装具は、月の利用者負担に上限額を設けることは決まっていますが、具体的な上限額や、何段階に分けるかは未定です。)

「福祉サービスと同じ上限額・段階」と仮定した場合の回答です。

#### **a. 8万円の車いすを申請した場合、**

1割負担は8,000円となるので自己負担額は  
一般 8,000円(<月の上限40,200円)  
低所得2 8,000円(<月の上限24,600円)  
低所得1 8,000円(<月の上限15,000円)  
生活保護 0円(<定率負担 8,000円)

#### **b. 35,000円の歩行器の場合、**

1割負担は3,500円となるので、  
一般・低所得2・低所得1は、3,500円  
生活保護の場合0円です。

**c. 80万円の電動車いすの場合、**

|                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| 1 割負担は 8 万円となるので、自己負担額は、 |                      |
| 一般                       | 40,200円 (<定率負担 8 万円) |
| 低所得 2                    | 24,600円 (<定率負担 8 万円) |
| 低所得 1                    | 15,000円 (<定率負担 8 万円) |
| 生活保護                     | 0円 (<定率負担 8 万円)      |

**2. 介護給付の定率負担について****a. 利用日数が少ないを考えた場合、**

例えば、ヘルパーさんやデイサービスを 1 ヶ月に 2～3 回利用した場合、そのサービスに係る費用の 1 割のみ負担になります。(利用日数が少ない場合、その分利用者負担が少なくなります。)

**福祉サービスを 1 ヶ月に 8 万円分利用した場合**

(1 割負担は 8,000 円なので)

自己負担額は、

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 一般    | 8,000円 (<月の上限40,200円) |
| 低所得 2 | 8,000円 (<月の上限24,600円) |
| 低所得 1 | 8,000円 (<月の上限15,000円) |
| 生活保護  | 0円 (<定率負担 8,000円)     |

**b. 長時間サービスを利用する方の場合**

1 割負担が月の利用者負担上限額を超える場合は、上限を超えた分の額は負担しなくてよいことになります。

**3. 各種サービスにおける定率負担と一割負担の考え方について**

例えば、同じ月に補装具やヘルパーさんもデイサービスも利用した場合別々に定率負担や一割負担が発生するのでしょうか。

利用者負担の上限額は、このケースの場合、ヘルパーさんとデイサービスの分(福祉サービス関係。在宅サービスも施設も含む)は、合算できますが補装具は合算できないこととなっています。

**4. 小規模通所作業所のことについて**

法定外の小規模通所授産施設や小規模作業所は18年10月から段階的に、新しい事業体系に移行したり、市町村の「地域活動支援センター」(創作・作業・交流などを行うセンター)に移行することとされています。

・新しい事業体系や「地域活動支援センター」に移行する前は、自己負担や補助(作業所に支払われるお金)は今まで通りです。

・新しい事業体系に移行した場合は、1 割負担や日払いが導入されます。

・「地域活動支援センター」に移行した場合は、利用者負担は各市町村が任意に定めた額となります。

今のところ、補助が日払いになるかどうかは不明です。どちらに移行した場合も、市町村間の作業所利用は認められる見込みです。

**5. 個別減免**

(1 割負担分を減免する)は

- ・預貯金等350万円以下の場合のみです。
- ・この対象となるのは、入所施設・グループホーム利用者のみです。
- ・預貯金等の額は、本人名義の資産のみで認定します。
- ・預貯金等が 350万円を超える場合は、個別減免は受けられず、1 割負担+食費・光熱水費を支払うことになります。

例えば、収入が障害基礎年金 2 級のみの人(59歳未満)が療護施設以外の施設に入所している場合は、350万円以下の預貯金であれば、1 割負担の分は支払わなくてよい。食費・光熱水費のみ負担。食費も減免

があり、減免後は月41,000円の負担となる。

350万円を超える預貯金であれば、1割負担（低所得1になるので、月15,000円）＋食費・光熱水費（減免なし）を負担。以上の考え方となります。

※ただし、在宅で社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合、「社会福祉法人減免」という減免を受けられる場合がありますが、その際、本人と世帯の主たる生計維持者の収入・預貯金額が一定額未満であることが条件となります。障害者単身世帯なら、収入150万円以下・預貯金350万円以下。世帯の人数により額が異なります。

年収300万円のことについて、年収（おおむね）300万円は世帯年収の合計です。在宅サービスの場合も、施設サービスの場合も同じ考え方ですが、ここでいう「世帯」とは、

「住民基本台帳上の世帯」単位でみます。例えば、施設に入所していて、住民票を施設に移している場合、その人は単独世帯扱いとなり、本人の収入のみでみることになります。

## 6. 現在施設にいる方について

a, 例えば、授産施設にいて障害者手帳2級で年金が1級、世帯の年収が300万円以上で、預貯金が300万円だったら、自己負担は一般の低率負担になりますか。

世帯の年収が300万円以上の場合（住民票を移していない場合など）は、自己負担についての減免はなく、一般世帯の定率負担（40,200円が上限）＋食費・光熱水費となります。

b. その逆に、授産施設にいて障害者手帳2級で年金が1級、世帯の年収が300万円以下で、預貯金が350万円以上だったら、自己負担はどうなるのですか？

世帯の年収が300万円以下で、年金が1級

（＝本人の年収が80万以上）となるので、低所得2となります。しかし、預貯金が350万円を超えると、それ以上の減免はなく、低所得2の定率負担（24,600円が上限）＋食費・光熱水費となります。

c. 授産に通所した場合も、基本的には同じ考え方です。（食費・光熱水費の部分が、昼食の食費のみになります）

d. 15日しか入所していなかった場合その分サービスにかかる費用が下がるので、1割負担の額や、食費・光熱水費の額が下がります。利用者負担の額は、15日分のサービスにかかる費用に対する、1割負担の額（低所得2の場合、24,600円が上限）＋15日分の食費・光熱水費となります。

e. 授産及び療護施設と在宅でのホームヘルプは自立支援法では、併用はできませんか。

4月から、施設に支払われる費用が日割りとなる予定であり、そうなった場合、帰省中は施設に費用は支払われなくなるので、在宅サービス（ホームヘルプなど）を利用できる可能性があるのでは？と考えています。（これについては、国に確認中です。）

f. 事業体系は18年10月から本格的に移行がはじまりますが、利用者負担の見直しはそれより先にはじまり、デイサービスも通所更生も18年4月からです。18年4月に見直しにならないのは、精神障害者社会復帰施設や無認可の作業所などだけです。



## 7. 療護施設等の日中活動と夜の部分を分ける案について

施設が新事業体系に移行したあとは、ご本人が日中に他の施設に行きたいと希望すれば、他の施設に通うことができる仕組みが用意されます。(日中通う施設で提供されるサービス類型について、別に支給決定を受ける必要があります) その時の負担は、日中分と夜間分を合算して、各種の減免を受けることになります。

(今後、変わっていくこともあります。)

富山県は具体的に出てきているのですが、例えば、12月にホームヘルパーと車いすの申請の両方を使ったという場合にどうなるのか? という、それは合算されません。それぞれに1割を請求されます。ですので、その月は結構な負担になるかと思います。

医療についても合算されないで、また別です。僕はちょっと医療費の負担は抜かせていただいたのですが、実はちょっと医療費のことについてはすごくわかりにくいことがあって、僕自身が理解していないところがあるので、説明はやめておきます。何しろ、医療費については、合算されずに別で請求されるということを聞いています。

という感じで進んでいるのですが、ただ各自治体によって理解度が違って、同じ厚生労働省のお話を聞いていても、各自治体の理解度が違うために回答が違ふときがあります。ですので、いろんな自治体の方に具体的なケースで質問してみたらよいのではないかと思います。

それで今わかっているところはそういう感じでなっているのですが、作業所とかそういうものは今のところ市町村の事業になるので、その市町村がやるかやらないかによって、作業所があるかないかが決まってしまうので、

で、ほとんどの場合今までやっていない事業をこれからやるか? といわれると、たぶんやらないでしょう。ということなのです。

支援費制度では移動介助というものがあります。それは自立支援法になったら移動介助はなくなります。それは市町村の独自事業に変わっていくので、今までない市町村は、たぶんこれからはないだろうと思います。先程、七尾市役所の方からいただいたのですが、ほとんど七尾独自のサービスは何もないので、おそらく自立支援法ができてからもそんなにかわらないかもしれませんね。これで話としては、一応終わります。



熱っぽく語る講師の平井さん(中央)

## 編集者より

3月4～5日に富山で行われた「障害者の地域生活支援フォーラム」に参加してきました。2日間を通してのテーマは「障害者自立支援法の中での地域生活」でした。

厚生労働省からの「障害者自立支援法」の講演、「地域でともに生活しようよ」「働きたい……でも、働くってどんなこと」をテーマにしたシンポジウム、ピーコさんを迎えてのトークショーが行われました。

シンポジウム全体を通して言われていたことは「負担金が増えて生活が苦しくなる」ということでしたが、そのなかでも「私たちは地域生活をあきらめない」という、メッセージが会場に伝わっていました。(Z.O)



## 自立支援法について思うこと (問題点)

施設利用者・山口 智子

自立支援法が案のまま施行されたら、施設から地域へ、家から地域へ移行して自立生活が、かなり難しくなると予想しています。また、現在地域で自立生活しておられる仲間たちは、ぎりぎりの生活を強いられ、人間としての生活が困難になります。遊びや買い物や旅行など楽しむといった、社会参加が不可能になります。現行の支援費制度によって、多くの障害者が救われ、人間らしい心豊かな生活が、できるようになってきたのではないのでしょうか。それをまた逆回しにして、施設や家での生活が優先され、自己決定権や選択権を奪ってしまうという国の法案は、障害者の存在すら認めていないことになります。そして、施設の利用者にとっても、マイナス面が出てきます。従来の施設の思想やイメージは、刑務所のようなイメージで、社会と関わる自由なんか、認めて貰えなかったことが、支援費制度が出来たことによって、利用者の意志や責任の上で、外出などが認められてきているという、特に療護型施設が増えて来ている。その中で、地域で自立生活が可能に出来るように支援するという施設もあります。それが、自立支援法という名前と違う内容の法律が、施行されたら閉ざされてしまう危険性も出てきます。

この世の中に障害者や高齢者もいて当然のことですし、健常者が当たり前に行っていることを、税金で保障してもおかしくないと思います。重度障害者の場合、身体的なケアと生活的ケアが必要で、介護者がいなければ生きていけませんし、人権が守られません。自立支援法では、障害が重くなるほど介護の負担費が多くなるというのですが、それは、重度

の障害者の人権や尊厳すら認められていないように受け取れます。単に、費用をただにして欲しいとか、引いて欲しいとか言っているのではないのです。もちろん、国民の義務としていくらかは、税金のように払わなければいけないと思います。ただ、問題なのは、あまり収入のない人に高額な費用を負担させるというのは、命に関わる問題になると言いたいのです。国の案では、障害者本人の収入で足りない場合、親や家族の収入も加算して、1割負担を求めるという案だが、それは、基本的に障害者の人権・生活が無視されてしまっていると思います。憤りを感じます。

国や市町村の福祉財政が追いつかないからといって、障害者や高齢者の介護を商品化に、図ろうという思考には納得がいきません。

また、支援費制度で問題となっている、地域間格差をなくするために、全国同じくして基準を作られるという動きもありますが、基準を作る事はいいいとして、どの位置に作られるかが問題です。今まで、あった制度や受けられていたサービスが削られてしまうという可能性を否定できない。24時間、介護が必要な人が時間数や介護数が減らされてしまうという基準を作ってしまったのは、生死に関わることになります。そう考えますと個々の生活に基準はないはずです。なぜ障害者の生活や介護を基準に当てはめて、合理化を図ろうするのか、疑問に思います。

基準をつくるのであれば、支援費制度でサービスが多く提供している、市町村に合わせたレベルにしないといけないと思います。

介護はすべての人間が必要なことだと思います。どんなに賢い人でも1人では生きていけない。お互いに出来ないことを役割分担しながら、生きているのではないのか。障害者や高齢者の場合、表に現れやすいから特別扱いされがちですが、自然なことだと考えたら、

介護というのはお金では買えないサービス業だと思う。

自立支援法という名前である以上は、すべての障害者が人間としての生活・権利を守られる法律でなければいけないし、利用しやすく自立生活が可能になる法律でなければいけないと思います。

かつての仲間たちが人間として、生き抜くために激しい運動や議論・抗議・裁判を通して、勝ち取ってきたものまで、奪ってしまうような法律にだけならないように願っています。

25年前の国際障害者年を機に、障害者自身の思考が変わっていき、健常者の思考も変わっていく中福祉制度が進み、公共施設の設備など整えられて、住みやすい環境になってきました。

だけど重度の障害者に対して、視線はまだまだ厳しい社会だと感じます。 05/11/06

## 障害者自立支援法の中で望む暮らし

施設利用者・山口 智子

私は重度の脳性麻痺で40年余り、施設で暮らしてきました。このまま施設の生活で、終わりとくなくと思っています。施設を離れ、生まれ故郷の地域で、誰にも縛られることなく自分の意志・考えで暮らしたいと考えています。私のような重度の障害者が、ヘルパーの少ない地域で自立した生活が可能になるのか疑問ですが、自立を支援する法律なので可能になることを期待しています。

施設を出て、地域で単身生活したいと言うことを、家族や施設の職員に、まだ何も具体的に相談していませんが、どんな生活を望んでいるのかというと、施設のように与えられ

た生活ではなく、自分のペースで生活の主体性が保たれるような暮らしがしたいと思っています。

現在の生活の中で、プログラムを作成しながら思ったのですが、介護体制やシステムがきちんと成り立っていないと、安心した暮らしが出来ない。まして私のような重度の言語障害ですぐ言葉が出ない人にとって、介護者に何をどうして欲しいとか伝わらないという問題があります。専門的な知識を持ったヘルパーが、私の手足になるなら、安心して地域で自立した生活が可能になると思いました。ヘルパーを利用する上で、自分自身の障害を理解し、どんな時にどんな介護対応が必要なのか、明確にする必要があるとプログラムを作りながら思いました。

ただ介護を受けて暮らすのではなく、これから話題・課題になるであろうヘルパーの人材不足や育成をするのに役立つことをしたいと思っています。今の介護教育では、殆どの場合モデルが人形だったり障害のない人だったり、本当の意味の介護教育になっていないし、介護される側の気持ちが理解出来ない。だからこそ教育現場に障害者が参加していくことが重要だと考えるので、そんなことをしていけたらと思っています。

障害者自立支援法なので、どんな重い障害がある人でも住みたい地域生まれ育った地域で安心・安全に、生活の主体性が保たれるよう、支援を望んでいます。そして、障害のある人自身が生きる目的をしっかりと考えていき、仕事・役割をみつけて、それを受け入れてくれる社会環境に変わっていくように願っています。



## 就 労 支 援 で 考 え る こ と

就労支援でいろいろと考えていますが、完璧な解決策とはいえないかもしれませんが本人さんの了解が得られたのでその方向で現在すすめています。

その方法とは、通勤のための朝夕の送迎はNPO法人の送迎と福祉車両の緑ナンバーを取られたところの送迎で考えています。料金的には月約6万円です。いろんな人から高いとか「ボランティアに頼めばいいのよ」といっような批判や意見を言われますが、いずれも具体的な解決策がありません。都会の公共の交通機関が発達しているところだったらいくらでも可能なんだろうが・・・。

ボランティアというふうにいわれるのですが、いわれるのは「もしも、事故があったら」といわれて誰もしてもらえない人がいませんでした。毎日のことなので、ボランティアを確保することの難しさなどがあります。

私たちのセンターでも送迎はしていますが、どちらかというと送迎よりも介助の方が多く、確実に毎日を確保することは困難でした。また、タクシー等の利用も考えましたが、料金的に結構きついものがあります。料金は、必ずしも一般のタクシーよりも緑ナンバーの福祉車両の方が高いところもあります。でも、毎日の通勤のことを考えると今の富山の状況を考えたときには・・・。

もう一つは、公共の交通機関ですが、過疎化とマイカー化がよけいにバスの本数の激減や料金の割高を誘発しています。

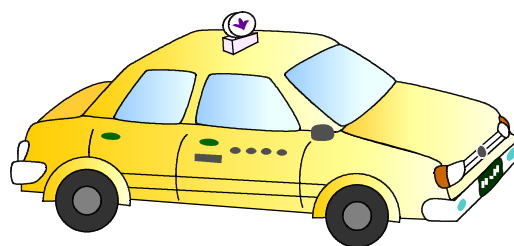
私自身、センターまでの通勤は、行きは連れ合いに送ってもらい、帰りは同僚に送ってもらっています。タクシーだと月64,000円かかります。ほかに手段はあるのかと考えたら、やはり無いです。近くにはスロープ付きのバ

スは走っていますが、定期ではありません。

たまに買い物や外出するのと違い、毎日朝晩の「足の確保」です。自立支援法では1割負担といっていますが、通勤のためのサービスも何もありません。私自身、おおよけのものを使えば、1割負担どころか5割負担になってしまいます。就労支援ということを考えてたとき、かかる経費と同じ給与しかもらえない人だと何のために働くのか考えてしまいます。ましてやかかる経費以下の給与だとどうなんだろう。

自立支援法においても通勤の確保を入れるべきではないだろうか。もちろん一定の条件は必要だとは思いますが・・・。

(自立生活支援センター富山HP「ブログ・リーブルライフ」より転載)



ってきている。このようなことが地域に出て行く時の大きな妨げとなっているようです。

施設から出て地域で生活を始めると「何をしたらいいのかがわからない」ということを経験しなければならない、ということです。私も30年程前に週末の土日に施設から外泊して、友人と地域生活をしている方の家に一晩だけ泊まったことがあります。夕方5時になっても食事が出てこないし、不安になってきて施設に帰りたいたいという思いになってきました。

どれだけ施設が安心かがわかりました。何もしなくても食事は出てくるし、困ったことがあれば職員が解決してくれる。これでは何も自立になっていませんね。



### **経験するには自分が何がしたいかを表す必要がある。**

これは初めて知りました。私が思っていたのは、まずは経験することによって、自分が何をしたいかが分かってくると思っていました。何をしたいかと言っても、情報も知識もない私たちが表すことは難しいと思います。

私には「自立生活支援センター」を設立させたいという思いがあります。しかし、それはC I L 富山との交流によって、情報が得たから思いわいてきたと思います。情報とか経験がないと自分のやりたいことがわいてこないと思う。

A J Uを視察したあと、私が小松の肢体不自由児施設と一緒に生活していたBさんに出

会いました。彼女も重度の脳性麻痺ですが、10数年前に金沢で行われた「北陸東海車椅子市民集会」でA J Uの代表の方と出会ったことが施設から出て地域生活へのキッカケになったそうです。

現在、Bさんは名古屋市から支援費として1日 22時間（660時間）のサービスを受けています。また生活保護の制度を利用して生計を立てています。収入は障害について学びたい人たちに向けた講義の講師等をして得ているそうです。

「車いすで外出する人は増えています。でも、今日も青信号で横断しているところ、車が突っ込んできて危ない思いをしました。」

地域での生活は自由で楽しいことも多いけれど、危険や責任など大変なこととも隣り合わせです。強い覚悟が必要です。でも、もっとたくさんの人に地域に出て生活して欲しい。と熱い思いを語ってくれました。

Bさんは10年前まで石川県にある療護施設に入所していました。周囲の人たちの退所や移動という環境の変化から、変わるなら今しかないと決断して、A J Uの門をたたくに至ったそうです。

最後に、Bさんに地域生活を目指す方へのアドバイスを伺いましたら、

- ・はじめから全てのことを伝えることが難しかった。その点を助けて欲しいと思った。
- ・施設で暮らしていると甘えが多かった。甘い気持ちで地域に出てきてもダメ
- ・地域で自分がどう生きていきたいかをしっかり持って出てくるべき、苦しいこともあるけれどやっぱり地域生活は楽しい、と語っていただきました。



## = 読者企画・食べ物談話 = ダイエットってなんなの？

管理栄養士・秋本 信子

平和な日本で、誰もが関心をよせる一つに「ダイエット」があります。ダイエットとは、「美容・健康保持のために食事の量・種類を制限すること」ですから、太っている人も、痩せている人も、現在スマートな体型を維持している人も、み～んな関心が深いですね。

だけど、ダイエットって具体的にどうすればいいのかわかりますか？ 種を明かせば、食の専門家だって『分からない』、が正解なのです。なぜでしょう。たとえば、年齢も同じ、体型も同じ、性別も同じの人たちが、同じ献立の料理を、毎日同じ量食べ続けたとすると、ある人は他の人たちよりも太ってきたり、またある人はむしろ痩せてきたりするのです。

一人ひとりが食べ物を、ヒトの細胞が利用しやすいよう、消化官で単純な形態にまで変化させる“消化”の効率に個人差がありますし、栄養物質を取り入れる“吸収”の効率も、皮下や細胞に脂肪として蓄えるのも個人差があるからです。

それから、食べるという行為は生きるためだけでなく、コミュニケーションの重要な手段でもあり、さらに、心のやすらぎを得て幸せな気持ちになることができます。つまり、食べることで不安をやわらげることができるのです。この度合いも個人差があります。

自分の身体と上手に付き合っていくことができるのは、自分だけです。本人だけなので

す。食に関して食の専門家はアドバイスができるだけです。それに、テレビなどが取り上げる健康に関する情報は、まゆつばものも多いですし、だれにでも効果があるわけではありません。

食べすぎでダイエットが必要なのなら、まず、なぜ食べ過ぎるのか？ どんなときに「食べたい！」と思うのか？ 何を食べ過ぎるのか？ 野菜がきらいなのか、なぜ野菜が嫌いなのか？ 食べられないのか、食べないだけなのか？ そんなことをまず自分で自分に聞いてみましょう。ダイエットって、「なりたい自分になるためにすること」だからです。



「HSK季刊わたぼうし」のホームページ

<http://www3.nsknet.or.jp/~petero/>





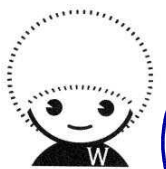
# 「HSK季刊わたぼうし」の原稿を募集



## テーマ・「障害者自立支援法」を考える

「障害者自立支援法」とは？

2年前から「支援費制度」が始まったが、サービスの利用量が当初の見込みを大幅に上まわった。その結果、国や地方自体の財政が追いつかなくなってきたために、身体など各障害者施策を一元化し、利用サービス料の原則1割を障害者に課すことになり、2006年4月施行。



### 賛成

- ・障害者の区切りがなくなるんだって。
- ・今まで私たちの町では、他の地域と比べると低い水準サービスでしか受けられなかったが、平均したサービスが受けられるね。田舎にとってはうれしいね。
- ・財政が安定するって長く続けられるってことなのかな？



募集期間：2005年12月～

字 数：600～1200字

どんな疑問・不安・意見でもかまいません。あなたの声を聞かせてください。



### 反対

- ・「応能負担」から※「定率負担」って、一体どれだけ支払えば良いのかな？
- ・就労、就労、本当に働ける場所があるの？
- ・地域で本当に暮らせるの？
- ・今まで24時間サービスを受けて来たけれど、この生活を継続できるの？



※「定率負担」は旧名称「応益負担」

**=私たちのことを私たち抜きで考えないで=**

応能負担（収入に応じて支払う負担）から定率負担（旧応益負担）自分が受けるサービスの1割負担）へ

提出及び問い合わせ先

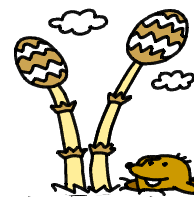
〒926-0831 七尾市青山町ろ部22番・青山彩光苑内

利用者・桶屋善一

Eメール：petero@po3.nsknet.or.jp

電話：0767-57-3309

※氏名・住所等の個人情報は機関紙の関係以外に使用しません。



—2006 初夏バージョン—

# マイブックスルーム

降りていく生き方

「べてるの家」が歩む、もうひとつの道

横川 和夫 著

太郎次郎社・定価：2,060円＋税

「べてるの家」は統合失調症などの精神障害を持った人たちの共同体です。

ここには治ることよりも、病気が個性でその人その人の人生の豊かさが生み出され、開かれていく回復があります。そういう人から感じる幸せ。

ありのままが愛されて、読む者（自分）にも力まない新しい幸いを開くのです。(H.N)

「べてるの家」から吹く風

向谷 地生良 著

いのちのこば社・定価：1,300円＋税

北海道浦河町にある「べてるの家」の笑いあり涙ありのエピソード集。今年3月に出版された最新刊です。ソーシャルワーカーである著者が利用者との日々の関わりをまとめたものです。

## 年間協力会員募集中

この機関紙は障害のある人、ない人がそれぞれの考えを出し合う中から、互いに理解を深め、共に生きる豊かな社会づくりを目的として、有志により発行しています。

つきましては、主旨に賛同して協力会員になっていただく方々を募集しています。

この会費は、在宅障害者宅や福祉関係等機関に送付していますので、機関紙一部の料金ではなく、主旨に賛同していただいている方々の年間協力会費として扱っています。

年間協力会費：2,000円

会費振込先：郵便振替口座

振込先名義：わたぼうし連絡会

00750-6-9791

送

付：春、夏、秋、冬

## 編集後記

新緑が芽吹き、一年中で一番過ごしやすい季節を迎えました。今年は寒くて4月下旬にも桜が咲き、風で花吹雪が舞っていました。

さて、障害者自立支援法がスタートし、負担金が払えないため、作業所へも通えず家の中での閉じこもり、これまでの地域活動への参加が困難という問題が起きています。これが本当に自立支援なののでしょうか？ という疑問に思うこの頃です。(Z.O)

## 川柳裏表紙

消費税 物価の上に あぐらかき

先号 (N0.69) の水墨画 (向とき子氏) の寒椿の花かご懐かしく思い出しました。孟宗竹の節を利用して水入れにして、その周りを枝で囲み、上と下を棕櫚 (しゅろ) なわで縛り、水入れの高さで枝の一部を切り、そこに一輪活けられるようにしてあり、私も沢山作りました。もしかして私の作ったのがモデルかも……。

さて消費税がスタートしたのが竹下登首相の平成元年の4月で当時は3%でした。その後現在の5%となり、小泉首相の任期切れの今年9月以降、7%から10%の値上げを伺っています。「あぐら」とは既得権 (きとくけん) を指しています。(比)

## 編集及び連絡先

連絡は zen@san9.net まで

定価二〇〇円